

税制改正により >>>

控除対象となる配偶者の要件が変更になりました

平成29年度の税制改正により、平成30年から控除対象となる配偶者の要件が変更となりました。

そのため、平成29年と配偶者の状況に変更がなくても、配偶者が新たに控除対象となる場合や控除対象ではなくなる場合もありますので、ご注意ください。

年金受給者本人の年間所得の見積額が900万円以下の場合

- ①配偶者としての控除
配偶者の年間所得の見積額が85万円以下の場合、「源泉控除対象配偶者」として申告できます。
- ②70歳以上の場合の控除
上記①に該当する方のうち、年齢が70歳以上で、年間所得の見積額が38万円以下の場合、「老人控除対象配偶者」として申告できます。
- ③障害者の場合の控除
上記①に該当する方のうち、配偶者の年間所得の見積額が38万円以下の場合、「障害者控除(一般の障害者・特別障害者)」の申告をすることができます。

年金受給者本人の年間所得の見積額が900万円を超える場合

- ④配偶者としての控除
配偶者の年間所得の見積額に関わらず、「源泉控除対象配偶者」として申告できません^(注1)。
- ⑤70歳以上の場合の控除
上記④の「源泉控除対象配偶者」に該当しない場合は、「老人控除対象配偶者」として申告できません。
- ⑥障害者の場合の控除
年金受給者の年間所得の見積額に関わらず、配偶者の年間所得の見積額が38万円以下の場合、「障害者控除(一般の障害者・特別障害者)」の申告をすることができます。

(注1)年金受給者本人の年間所得の見積額が900万円を超え1,000万円以下の場合には、確定申告で配偶者控除を受けることができます。

(注2)配偶者とは、民法上の規定による配偶者を指し、内縁関係にある夫、妻は配偶者控除の対象となりません。

※ 確定申告に関する事など、詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
(所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。)

※ 住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

市議会議員共済会

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館6階

ホームページ <http://www.si-gichokai.jp/kyousai>

電話 03-3262-5239

ファックス 03-3222-0658